

附置基準概要（増築等のケースなど詳細は条例をご覧ください。）

別表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、(イ)の項に掲げる面積が(ウ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする場合、(工)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

ただし、延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。

別表（第3条関係）

(ア)	整備地区又は商業地域等		周辺地区又は自動車交通ふくそう地区
(イ)	特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積と非特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積との合計		特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積
(ウ)	1, 000m ²		2, 000m ²
(工)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
(オ)	150m ²	300m ²	150m ²
(カ)	$1 - \left((1, 000\text{m}^2 \times (6, 000\text{m}^2 - \text{延べ面積})) \div (6, 000\text{m}^2 \times (\text{イ}) \text{欄に掲げる面積} - 1, 000\text{m}^2 \times \text{延べ面積}) \right)$		$1 - \left((6, 000\text{m}^2 - \text{延べ面積}) \div (2 \times \text{延べ面積}) \right)$

※特定用途（駐車場法施行令第十八条による）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。